

## 広島県告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

府中市行藤町字白滝秋葉社西平七九六、字白滝シンナシ七九七、八三一の一、八三一の二、八三三から八三六まで、字白滝段原ヲク八〇七、字白滝豆ノコ八二九の一、八二九の二、字白滝水カクボ八六一、字白滝入蔵クチ八一一の一

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- #### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）